

令和4年度

南砺市農業再生協議会
臨時総会

令和4年12月15日（木）

南砺市農業再生協議会

南砺市農業再生協議会 名簿

【会員名簿】

令和4年11月1日現在（順不同 敬称略）

区分	所属職名	氏名	備考 <small>（令和3・4年度役職等）</small>
会員	南砺市ブランド戦略部長 南砺市担い手育成総合支援協議会長	岩佐 崇	会長
	南砺市農業委員会会長	前川 十一	副会長
	なんと農業協同組合代表理事組合長 なんと地域水田農業推進協議会長	上田 憲仁	
	となみ野農業協同組合代表理事組合長 となみ野地域水田農業推進協議会長	佐野日出勇	監事
	福光農業協同組合代表理事組合長 福光水田農業推進協議会長	幅田 浩司	
	南砺市農業者会長	梅基 保	
	南砺市農業法人代表（（農）サカタニ農産）	山田 朝夫	
	富山県農業共済組合理事	中山 繁實	
	土地改良区代表（南砺市土地改良区理事長）	定司 俊憲	
	農業公社代表（五箇山農業公社理事長）	<u>上口 長博</u>	監事
	南砺市集落営農組織代表（福光協業組織協議会長）	松本 孝雄	
	助言者	北陸農政局富山県拠点 地方参事官	佐藤 京子
富山県砺波農林振興センター一次長		松本 浩二	

下線＝変更箇所

南砺市農業再生協議会 臨時総会 次第

日時：令和4年12月15日（木） 9：30～
場所：南砺市役所 別館 3階 大ホール

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議長選出
- 4 議事録署名人の選任
- 5 議事
議案第1号 令和5年産米の需給調整に関する取組方針（案）及び
令和5年産米の生産目標（案）の提示について
- 6 その他
- 7 閉会

議案第1号

令和5年産米の需給調整に関する取組方針（案）及び
令和5年産米の生産目標（案）の提示について

令和5年産米の需給調整に関する取組方針（案）及び令和5年産米の生産目標（案）の
提示について、次のとおり承認を求めます。

以上、提出します。

令和4年12月15日

南砺市農業再生協議会
会長 岩佐 崇

令和5年産米の需給調整に関する取組方針（案）

令和4年12月15日
南砺市農業再生協議会

【国】

人口減少等による主食用米の需要量の減少に加え、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響が拍車を掛け、主食用米等の令和4年6月末の民間在庫量は、全国で218万トン（前年同水準）となり、2年連続で適正水準（180～200万トン）を大きく上回った。

また、令和4年産米の全国の作況は、天候に恵まれた北海道や近畿、西日本を中心に生育が順調だった一方、東北や九州で台風や日照不足の影響を受け、全国平均の作況指数は、平年並みの100に確定した。なお、富山県の作況指数は、田植え直後の好天で初期生育は順調だったが、登熟期の8月中旬以降に日照不足の影響を受け、平年並みの101に確定した。

一方で、飼料用米や麦等への転作が進んだことから、予想収穫量は、令和3年産米に比べ、約31万トン減の670万トンになり、国が令和4年産米の需要に見合った生産量としている675万トンを下回る見込みである。

これを受け、国は、10月に公表した「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」で、令和5年産米の需要量の見通し680万トンに対し、令和4年産米と同水準の作付面積による生産量が669万トンと、需要量を11万トン下回ることから、令和5年産米の生産量を令和4年産米と同水準の669万トンとされた。

【県】

12月1日に富山県農業再生協議会の臨時総会が開催され、今後も県段階の主食用米の生産数量の目標を提示すること、また水田フル活用に向けた作物別生産方針を提示することで、引き続き、県全域で「需要に応じた米生産」に取組む方針を決議された。さらに、毎年、一定程度の作付可能面積を残している（深掘りしている）ことから、地域農業再生協議会や生産調整方針作成者間で情報を共有し、可能な限り、目標に則した主食用米の生産体制を構築するため、令和4年産米の作付実績を踏まえて追加配分する方針を示した。

令和5年産米における生産数量の目標については、全国の生産量の目安や、本県産米の需要見通しが堅調であること等を考慮し、県段階の生産目標を171,211トン（前年実績同（平年作ベース））、面積換算では、31,300ヘクタール（前年実績同）とされ、対前年目標（172,125トン）対比では、0.5%減となった。

各市町村への生産数量の目標の配分については、前年目標より一律に0.5%削減した数量を配分した上で、恒常的な深掘りを解消するため、氷見市の55ヘクタール分を令和4年産米の作付実績を踏まえ、他市町村へ傾斜配分（南砺市においては、実質、前年目標より0.2%減）された。

【市】

南砺市農業再生協議会では、国の公表する米の在庫状況や需要量、市内農家の米の生産意欲やこれまでの取組み状況から、県の方針を尊重し、県から示された20,928.116トンを各生産調整方針作成者に配分するものとする。

配分については、生産現場の混乱ができる限り生じないよう、県と同様に従前の手法に準じ、各水田農業推進協議会をベースとして前年目標（調整後）に対し、0.2%減少したものとする。具体的には、地域の基準単収は、農業共済の単収データは古くから更新されておらず、農協の単収データは農協が取扱っている分のみで全てを網羅しているわけではないので、公に使用することは難しいことから、唯一、公に使用できる北陸農政局富山県拠点統計部による市の単収をベースにし、南砺市の7年中、中庸5カ年の平均値536キログラム／10アールに富山県農業再生協議会が示す統計補正係数を乗じた530キログラム／10アールと設定し、面積換算した、3,952ヘクタールを目標面積とする。

なお、各水田農業推進協議会及び生産調整方針作成者は、配分された目標数量が最大限に作付けされるよう取組みを進め、併せて、過剰な作付けが行われないよう加工用米や備蓄米、戦略作物の作付けを推進するものとする。

令和5年産米の生産数量目標の提示について

南砺市農業再生協議会

1. 令和5年産米の需要量に基づく生産量に関する情報について

全国	669 万 トン	▲0.9%	前年目標(675 万トン)	
前年実績同(平年作ベース)				
富山県	171,211.000 トン	▲0.5%	前年目標(172,125 トン)	(914 トン減)
前年実績同(平年作ベース)				
↓				
南砺市 農業再生協議会	20,928.116 トン	前年目標より (46.116 トン減)	▲0.2% 前年目標(調整後)(20,974.232 トン)	調整前数量 20,980.973 トン
一律▲0.5%に深堀り解消分を傾斜上乘せ				

2. 令和5年産米の水田協別生産数量目標(R4は調整後)

水田協名	5年産目標数量	4年産配分数量	前年差	前年比
なんと地域水田協	4,970.250 トン	4,981.202 トン	-10.952 トン	0.2%
城端	3,832.703 トン	3,841.148 トン	-8.445 トン	
平・上平	282.463 トン	283.086 トン	-0.623 トン	
井口	855.084 トン	856.968 トン	-1.884 トン	
福光水田協	7,934.201 トン	7,951.684 トン	-17.483 トン	0.2%
福光	7,838.973 トン	7,856.246 トン	-17.273 トン	
さくさく村	95.228 トン	95.438 トン	-0.210 トン	
となみ野地域水田協	8,023.665 トン	8,041.346 トン	-17.681 トン	0.2%
福野	5,010.579 トン	5,021.620 トン	-11.041 トン	
井波	2,852.945 トン	2,859.232 トン	-6.287 トン	
利賀	160.141 トン	160.494 トン	-0.353 トン	
南砺市計	20,928.116 トン	20,974.232 トン	-46.116 トン	0.2%

令和5年産基準単収

北陸農政局富山県拠点統計部による市町村単収の7中5(平成27年～令和3年)に統計補正係数を乗じた単収を基準単収とする。

年度	市町村別統計単収(kg)							7中5(kg)	統計補正係数	地域の合理的な単収(kg)
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3			
南砺市	547	560	524	530	536	538	530	536	0.98736	530

(参考)令和4年産基準単収

年度	市町村別統計単収(kg)							7中5(kg)	統計補正係数	地域の合理的な単収(kg)
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2			
南砺市	522	547	560	524	530	536	538	535	0.98734	529

3. 令和5年産米の水田協別作付面積目標(R4は調整後)

水田協名	5年産目標作付面積	4年産配分作付面積	前年差	前年比	慣行栽培(単収)
なんと地域水田協	938.568 ha	942.776 ha	-4.208 ha	0.4%	531kg
城端	723.756 ha	727.002 ha	-3.246 ha		
平・上平	53.340 ha	53.578 ha	-0.238 ha		
井口	161.472 ha	162.196 ha	-0.724 ha		
福光水田協	1,498.270 ha	1,504.988 ha	-6.718 ha	0.4%	425kg
福光	1,480.287 ha	1,486.910 ha	-6.623 ha		
さくさく村	17.983 ha	18.078 ha	-0.095 ha		
となみ野地域水田協	1,515.162 ha	1,521.965 ha	-6.803 ha	0.4%	
福野	946.181 ha	950.426 ha	-4.245 ha		
井波	538.741 ha	541.163 ha	-2.422 ha		
利賀	30.240 ha	30.376 ha	-0.136 ha		
南砺市計	3,952.000 ha	3,969.729 ha	-17.729 ha	0.4%	

(参考) 南砺市 平均転作率 令和5年産 40.71% 令和4年産 40.52%
(水田面積 6,665ha)

1 主食用米の生産

- (1) 米価の安定等による持続的な農業経営を目指し、「需要に応じた米生産」を推進し、富山県農業再生協議会が提示する生産数量の目標に基づき、消費者の多様なニーズや需要動向に則した最大限の主食用米の作付けを推進する。主食用米の生産目標面積を達成できない場合、次年産からの配分に影響が出ることも考えられることから、管内で調整する等、目標数量に沿った作付けを実施する。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策による新しい生活様式の定着がもたらす需要動向の変化等を注視するとともに、需要が高い品種への作付け転換を実施する等、需要に応じた米生産に取り組む。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時、日本酒消費量が減少し、令和3年産においては、酒米の作付転換を図ったが、アフターコロナを見据え、また実需者ニーズに注視しながら、引き続き、生産面積の確保や迅速に生産拡大ができるよう体制整備に努める。
- (4) 米の高品質化及び高食味化を追求することで需要の安定確保を図り、併せてコストの低減や労働時間の削減を図ることで、農業者の所得の向上を目指す。また、スマート農業の導入や、農地集積及び農地整備を推進することで、効率の良い米生産を目指す。
- (5) 「富富富」については、県でブランド化への取り組みを推進し、生産者の所得向上につながるよう「富富富戦略推進会議」で戦略を検討していることから、県の生産・販売方針及び中・長期的戦略に基づき、生産者の増加と面積拡大に取り組む。

2 非主食用米の生産

- (1) 地域の実情に応じて、主食用米と一体的に生産することが可能な加工用米、備蓄用米及び新規需要米の生産に取り組む。加工用米については、新型コロナウイルス感染症も影響し、需要に限りがあるので、加工業者との契約栽培等、安定的なサプライチェーンの構築に取り組む。
- (2) 国内における米の需要の減少傾向が続く中、米の生産面積を維持するためには、海外への輸出に取り組む必要がある。国では、2030年の農林水産物・食品の輸出目標を5兆円とし、「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を立ち上げ、強力に後押しし

ている。生産者の所得向上を図る上でも、今後、米の輸出に向けた環境整備が必要である。

3 戦略作物及び園芸作物の生産

(1) 国では、令和3年度から麦・大豆の生産拡大を一層推進することとし、各種補助事業が実施されているので、先進農業機械の導入等に積極的に取り組み、良質な麦・大豆等の生産拡大に努める。

(2) 麦収穫後の遊休農地を解消するとともに、農業所得の増大を図るためにも、水田のフル活用となる二毛作を推進する。また、6～7月頃に大麦の収穫を終えた圃場やその他管理が行き届かない圃場で、雑草が生い茂る事例が散見され、害虫等の発生源となる場合や景観を損ねる場合があるので、適切な耕作及び管理を推進する。

(3) 野菜・果樹等の園芸作物については、「稼げる経営体・産地づくり」を目指し、「里芋」、「チューリップ球根」及び「三社柿」等、従来から生産を振興している作物に加え、引き続き、高収益作物である、これまでの1億円産地づくり対象品目の「タマネギ」、「ニンニク」、「アスパラガス」及び「ブロッコリー」の生産を推進する。また、青ネギ（葉ネギ）及びニンジン等、新たな園芸作物も推進し、集出荷体制を整えることで、農業者の所得の確保・増大を図る。

一方、果樹においても、近年、新規就農者が干柿を柱としつつ、作業期間が重複しないブドウ栽培を開始するケースがあるので、生産が軌道に乗るよう、また産地として一体的な取組みに拡大するようサポートに努める。

4 農業経営体の経営強化と地域営農体制

(1) 米の需要がますます減少し、米生産だけでは農業経営が難しい状況となっている。麦・大豆等の戦略作物の生産振興を強化するとともに、高収益作物となる園芸作物や果樹等への作付転換を強力に推し進め、農業所得を確保し、さらには増大を目指していく必要がある。戦略作物の生産推進を図るとともに、地域の課題や地域戦略に基づく「水田収益力強化ビジョン」を策定し、産地交付金を活用することにより、課題の解決及び農業者の収益向上を図る。

(2) 後継者対策が喫緊の課題となっているが、兼業農家では親から子へ、経営が引き継がれないことが多く、集落営農の構成員の減少につながっている。また、個人経営の

担い手においても、後継者が存在しない農業者が多い。法人化は、経営の合理化だけでなく、経営継承も進めやすいことから、引き続き、個人経営・営農組織の法人化を推進していく。

(3) 営農組織の合併等による再編も検討し、経営規模の拡大による後継者の確保や専従者の雇用を支援する。また、複合経営や6次産業化等の多角的な経営による通年雇用を目指し、労働力不足の解消に努める。

(4) 担い手への農地集積、後継者の確保・育成、スマート農業に適した農地整備及び高収益作物の栽培等、多種多様な地域の課題について、人・農地プランに基づく集落・地域での話し合いを推進し、課題解決の糸口を探る。また、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、担い手と地域住民が一体となって草刈りや水路の泥上げ等を実施し、農村環境や農地の維持に取組む。

(5) 担い手の高齢化や労働力不足の解決に向け、ウェブサイト「なんとアグリジョブ」で本市農業の魅力を積極的に発信するとともに、就農マッチングツアーを適時開催し、新規就農者の掘り起こしに努める。また、関係機関と連携を深め、就農時から経営の安定期までを総合的に支援する。

(6) 様々な経営リスクを抱える農業経営において、補償範囲の広い収入保険や、収入減少影響緩和交付金いわゆるナラシ対策への加入を一層促進し、自己リスク管理の下で、安心して農業経営を行うことができるよう、セーフティネットへの誘導を促進する。

(7) 農業経営を直撃している肥料・燃油価格の高騰等、生産コストの増大に対しては、国・県・市事業と連携し、農業経営の継続を支援する。

南砺市農業再生協議会規約

平成23年5月25日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、南砺市農業再生協議会（以下「市協議会」という。）という。

(区域)

第2条 市協議会の区域は、南砺市とする。

(目的)

第3条 市協議会は、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するために、次に掲げる各号を目的とする。

- (1) 「需要に応じた生産」と「水田フル活用」の推進及び推進体制の構築を図ること。
- (2) 経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の活用並びにこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や地域農業の振興を図ること。
- (3) 農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の確保等に資すること。

(事業)

第4条 市協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 経営所得安定対策等の推進に関すること。
 - (2) 米の生産目標（目安）の提示に関すること。
 - (3) 集落営農の法人化支援の実施に関すること。
 - (4) 農地の利用集積に関すること。
 - (5) 耕作放棄地の再生利用に関すること。
 - (6) 担い手の育成・確保に関すること。
 - (7) この他、地域農業を振興するために必要なこと。
- 2 市協議会は、前項の業務を次条の会員が相互に補完しつつ実施するものとし、次に掲げる前項各業務を委託する会員は次のとおりとする。
- (1) 第1号及び第2号に関する業務
なんと地域水田農業推進協議会、福光水田農業推進協議会、となみ野地域水田農業推進協議会

(2) 前項第3号、第5号及び第6号に関する事務

南砺市担い手育成総合支援協議会

(3) 前項第4号に関する業務

なんと農業協同組合、福光農業協同組合、となみ野農業協同組合

第2章 会員等

(市協議会の会員)

第5条 市協議会は、別表1に掲げるものをもって組織する。

(届出)

第6条 会員は、その氏名及び住所（会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく市協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 市協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は会務を総理し、市協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 市協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とする。

2 補欠又は増員による仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第11条 市協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合においては、市協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 市協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。
- 3 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表に努めるものとする。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
 - (4) 実施しようとする事業の実施方針・実施計画等に関すること
 - (5) 米の生産目標(目安)の提示に関すること
 - (6) その他地域協議会の運営に関する重要な事項。
- 2 前項第4号、第5号及び第6号に定める事項について、必要に応じ、学識経験者等(以下「助言者」という。)及び関係団体の意見を聞くものとする。助言者は、市協議会、幹事会別に会長が適当と認める関係機関から選出するものとする。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 市協議会規約の変更
- (2) 市協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催前までに市協議会に到着しないときは、無効とする。

- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。
- 4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第22条第1項の事務局に備え付けておかななければならない。

第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

第20条 地域協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第22条第2項の事務局長及び別表2号に掲げるものをもって組織する。
- 3 幹事の中から幹事長を互選する。
- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

第21条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (3) その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。
- 2 幹事会において、前項第1号にあっては総会開催の直前に、第2号及び第3号にあっては必要に応じて協議する。

第6章 事務局等

(事務局)

第22条 総会の決定に基づき市協議会の業務を執行するため、南砺市荒木1550番地（南砺市ブランド戦略部農政課内）に事務局を置く。

- 2 市協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、会長が任命する。
- 4 市協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。
- 5 事務局長は、南砺市農業再生協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者並びに南砺市農業再生協議会事務処理及び文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者を兼務することができる。

(業務の執行)

第23条 市協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 会計処理規程
- (2) 事務処理及び文書取扱規程
- (3) 公印取扱規程
- (4) 内部監査規程

(書類及び帳簿の備付け)

第24条 市協議会は、第22条第1項の事務局に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 市協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条の各号の規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

第25条 市協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第26条 市協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 直接支払推進事業費補助金に係る富山県又は南砺市からの助成金等
- (2) 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る富山県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）からの助成金、及び南砺市からの補助金

(3) その他の収入
(資金の取扱い)

第27条 市協議会の資金の取扱方法は、会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第28条 市協議会の事務に要する経費は、第26条各号の資金からの収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第29条 市協議会の事業計画及び収支予算は、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第30条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第22条第1項の事務局に備え付けておかなければならない。

(報告)

第31条 会長は、第29条に掲げる書類及び前条1項各号に掲げる書類について、総会の議決を得た後、富山県に提出しなければならない。

第8章 市協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(届出)

第32条 この規約及び第23条各号に掲げる規程に変更があった場合は、市協議会は、遅滞なく富山県に届出なければならない。

第33条 市協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては実施した事業の実施要綱その他規

程の定めるところにより返還するものとする。

- 2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て市協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第34条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程及びこの規約に定めるもののほか、市協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成23年5月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年6月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年6月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年6月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年6月20日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年6月21日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年6月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年6月27日から施行する。

○別表 1 (第5条関係) 南砺市農業再生協議会員

区 分	所 属
会 員	南砺市ブランド戦略部
	南砺市農業委員会
	なんと農業協同組合
	福光農業協同組合
	となみ野農業協同組合
	南砺市担い手育成総合支援協議会
	富山県農業共済組合
	なんと地域水田農業推進協議会
	福光水田農業推進協議会
	となみ野地域水田農業推進協議会
	南砺市農業者会
	南砺市農業法人等
	南砺市集落営農組織等
	土地改良区
山間地域農業組織	

○ (第16条第2項に基づく助言者)

区 分	所 属
助言者 (学識経験者)	指導機関 (北陸農政局富山県拠点)
	指導機関 (富山県砺波農林振興センター)

○別表 2 (第20条関係) 南砺市農業再生協議会幹事会員

区 分	所 属
幹 事	なんと農業協同組合所管部課長
	福光農業協同組合所管部課長
	となみ野農業協同組合所管部課長
	なんと地域水田農業推進協議会幹事・事務局長
	福光水田農業推進協議会幹事・事務局長
	となみ野地域水田農業推進協議会幹事・事務局長
	城端・井口・平・上平地域代表
	福光地域代表
	福野地域代表
	井波・利賀地域代表
	生産調整方針作成者代表
	南砺市農業委員会事務局長
	富山県農業共済組合砺波地域農業共済センター所長
	南砺市担い手育成総合支援協議会事務局長
	土地改良区事務局長
	山間地域農業組織代表
南砺市ブランド戦略部農政課長	

○ (第16条第2項に基づく助言者)

区 分	所 属
助言者 (学識経験者)	指導機関 (北陸農政局富山県拠点)
	指導機関 (富山県砺波農林振興センター所管課長)